令和元年度原子力規制委員会 第33回会議議事録

令和元年10月2日(水)

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第33回会議

令和元年10月2日 10:30~12:10 原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1:ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等の改正及び改正案に対する意見募集 の結果について
- 議題2:実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査 基準の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について
 - 重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等-
- 議題3:新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の整備(第一段階の うち政令関係)に対する意見募集の結果について

新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた関係政令の制定について(案)

- 議題4:新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の準備(第一段階の うち規則及び実施要領関係)に対する追加の意見募集の実施について
- 議題5:新たな検査制度の運用に向けた試運用の状況について
- 議題6:発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する 検討チームの設置について

○更田委員長

それでは、これより第33回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等の改正及び改正案に対する 意見募集の結果について」。

説明は小野管理官から。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当) 研究炉等審査部門の小野でございます。

それでは、資料1に基づきまして御説明したいと思います。

まず、「1.経緯」にありますが、本年の2月の原子力規制委員会におきまして、浅地中処分(ピッチ処分及びトレンチ処分)、この審査を円滑に行うため、原子力規制庁が提示しました施設、それから、廃棄体の性能規定化、あと、規制期間終了後の被ばく評価シナリオの線量基準等に係る改正方針に基づきまして、以下に3つ示してございますが、こういった規則等のうち浅地中処分に係る改正を行うことについて御了承いただいてございます。これを受けまして、本年7月17日の原子力規制委員会におきまして、浅地中処分に係る規則等の改正案に対する意見募集の実施を了承いただきまして、翌日から30日間、意見募集を実施してございます。

「2. 意見募集の実施状況」でございますが、まず1つ目が意見募集の対象ということで、以下に示す5つの規則とか解釈、告示の廃止とか、保安規定の審査基準でございます。次の2ページを御覧いただきたいと思います。意見募集の期間につきましては先ほどのとおりでございます。方法もここに示すとおりでございます。意見につきましては、15件寄せられてございます。この寄せられました意見、それから、これに対する考え方につきましては、別紙1に整理してございます。それから、規則等の改正案につきましては、寄せられた意見を参考にいたしまして、別紙2から別紙5のとおり、記載の内容の明確化、

- 「3. 規則等の改正」でございますが、本日御了承いただければ、ピット処分、それから、トレンチ処分に係る規則等の改正を行いたいと思っております。以下に示しております別紙2から別紙5についての決定をいただきたいと思っております。
- 「4. 施行期日等」でございますが、公布の日から施行すること、それから、別紙2に は所要の経過措置等を規定してございます。

内容につきましては、前田調整官から説明いたします。

あるいはその整合性の確保のための修正を行ってございます。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官 研究炉等審査部門の前田でございます。

では、通し番号で4ページになりますが、別紙1を御覧ください。別紙1はいただいた 御意見と回答案を示しております。このうち、1. は許可基準規則(第二種廃棄物埋設施 設の位置、構造及び設備の基準に関する規則)、2. は解釈(第二種廃棄物埋設施設の位 置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(許可基準規則解釈))、3. は事業規則(核 燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則)で、4. は保安規定の審査基準(第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準)についての御意見と回答でございます。別紙のうち、主な御意見と回答案について、本日は御説明いたします。

まず、許可基準規則についてですが、通し番号で言いますと9ページの整理No.1-9を御覧ください。ピット処分の廃棄物埋設地に係る基準についてでして、御意見のところの3行目に書いているのですが、埋設する放射性廃棄物の受け入れの開始から埋設の終了までの間にあっては廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する機能を有することという規定でございます。

これにつきましての御意見が、次の通し番号10ページ。「<内容>」というところに書いてありますが、「漏出を防止」とは漏出量ゼロという解釈もできるが、科学的合理性を欠くと考えられることから、「漏出を抑制」という表現が望ましいのではないかという御意見をいただきました。

これに対します回答といたしましては、1枚戻っていただきまして、通し番号9ページの右下のところですけれども、ピット処分の埋設の終了までの間は、地上での廃棄物の保管又は貯蔵と同じレベルの閉じ込めを求める観点から、「廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止」することを要求しています。これは設計上の対策としての要件でありまして、初めから漏出することを許容するような設計は認められないというものですが、いかなる漏出も許容しないということではありません。既存のピット処分施設やコンクリート構造物に係る技術的知見を踏まえますと、解釈(許可基準規則解釈)に規定しているような雨水や地下水の浸入を防止する構造と放射性物質の漏出を防止する構造が相まって、埋設地の限定された区域から放射性物質が漏えいしない状況を達成するという設計は可能と考えられますので、科学的合理性を欠くとの御指摘は当たらないと考えております。

ただし、言葉上の誤解を招かないように、下のところに書いてありますが、解釈(許可基準規則解釈)案の規定を以下のように修正しますとして、太字で書いてあるところが解釈(許可基準規則解釈)の修正案ですけれども、下から3行目のところ、放射性物質が漏えいしない状況として、括弧で下線が引いてあるところですが、「(工学的に有意な漏えいがない状況)」、これを明記することといたしました。

次は、通し番号で言いますと11ページ、整理No. 1-12、一番下の行でございます。通し番号12ページに御意見と回答が書いてあります。ここは、トレンチ処分の廃棄物埋設地についての規定でございまして、最初の1行目のところに書いてありますが、その表面を土砂等で覆う方法その他の方法により、埋設地への雨水及び地下水の浸入を防止し、廃止措置の開始までの間において廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものという規定でございます。

これに対します御意見が、「<内容>」の2パラグラフ目のところですけれども、目的

が放射性物質の漏出を低減であるのに対して、その方法が廃棄物埋設地の雨水及び地下水の浸入を防止するということは、過剰な方法により目的を達成することが要求されているということで、最後のところ、「雨水及び地下水の浸入を低減し、」とするのが適切ではないかといった御意見でございます。

これに対する回答は、1枚前のページの通し番号12ページのところに書いてあります。2 行目のところですけれども、本来、この要件は、放射能濃度が比較的高い埋設直後の段階から放射性物質が廃棄物埋設地の外へ容易に漏出する状況に至らないように、雨水や地下水の浸入を避けるための覆土等によって放射性物質の漏出を低減することを求めるものです。この覆土等の性能といたしましては、2行下になりますけれども、設計時点において合理的かつ利用可能な最善の建設・施工技術(BAT)をもって適応するという解釈になっております。

さらに、2つ下の行ですけれども、海外の類似の放射性廃棄物の処分場や、国内の産廃(産業廃棄物)の処分場、こうしたものの性能に比べて遜色のないものとすることが適当と考えております。この性能といたしまして、例示として、通し番号12ページの一番下の注釈(「 $\stackrel{*}{\times}1$ 」)のところに書いてありますけれども、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令がありまして、ここに書いてある基準を見ますと、例えば、粘土系材料を用いる場合の遮水の性能として、厚さ50cm以上で、透水係数が 10^{-8} m/s以下といった水準が示されていると、こういったものが参照になるという考え方でございます。

回答案のところに戻りますけれども、通し番号12ページの右の一番下のパラグラフですが、ただし、「浸入を防止し」という表現は、浸入量がゼロであることを求めているようにも読めますので、誤解が生じないように記載の修正を行うことにしております。

修正内容は、通し番号13ページの真ん中の辺りに太字のところがございますが、「廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入を十分に抑制し」という修正を行っております。

次が解釈(許可基準規則解釈)についての御意見として、通し番号42ページの整理No. 2-32 を御覧ください。規制期間終了後の自然事象シナリオのうち、最も厳しいシナリオについての規定でございます。ここで御意見は中深度処分の話が出ておりますが、これを少し説明いたしますと、以前、原子力規制委員会で中深度処分についての議論を行っておりますが、その議論との関係について指摘がなされているという内容でございます。

理由のところを読みます。中深度処分等に係る規制基準等の策定に係る検討では、「"厳しい状態"」というのは、次の行ですけれども、「"一つのバリア性能の著しく劣化した状態"」を設定するものとされている。今回、浅地中処分についても、これと同じような考え方をするのかという御質問でございます。もしそうなのであれば、この3行下のところですけれども、大規模掘削のような稀頻度事象に相当する、すなわち人為事象のシナリオに相当するのではないかという御意見でございます。

これに対する回答といたしましては、右側のところに書いておりますが、このシナリオ

の設定に当たりましては、人工バリアの状態、天然バリアの状態及び被ばくに至る経路の それぞれについて、科学的、合理的と考えられる範囲を考慮する必要があると考えており ます。すなわち、御指摘の「一つのバリア性能の著しく劣化した状態」、これを想定する か否かは、バリア性能の種類とか、バリア材の特性及びバリアの設置環境条件等を考慮し た上で、当該設定が科学的に合理的かどうかによるということで、すなわち、いかなる場 合でも最初から一つのバリア性能が著しく劣化した状態を想定しなさいと言っているもの ではないという意味のことを回答しております。

次は、事業規則についての主な御意見を紹介します。通し番号で言いますと66ページをめくってください。整理No. 3-18でございます。一番下のところですけれども、これは何かと言いますと、廃棄体の基準についての御意見です。一番下の行ですけれども、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により、飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少ないことといった規定がございまして、これに対する御意見としましては、その3行下ですけれども、事故時の評価は廃棄体側だけで具体化できるものではないと。その1行下ですが、落下に伴う放射性物質の飛散又は漏えいに対する影響の有無というのは、埋設施設の設計条件の中で評価されるものではないかといった御意見でございます。

これに対する回答としましては、1つ前の通し番号66ページですけれども、この規定は、 廃棄体の容器や固形化方法に係る仕様規定を今回廃止いたしました。これも踏まえて、従 事者の放射線障害や作業環境の著しい悪化を防止する観点から要求性能を明確化したもの でして、その1行下ですけれども、廃棄物の落下時における公衆への影響を考慮するため のものではありません。したがいまして、次のパラグラフですが、「想定される最大の高 さ」と、それから、廃棄体の仕様が分かれば、基準適合性を評価することが可能と考えて おりますという回答をいたしております。

また、同じ規定についての御意見として、通し番号70ページの整理No. 3-23を御覧ください。先ほどの規定につきまして、意見のところに書いてありますが、「極めて少ない」、これを判断する基準や目安を提示してくださいといった御意見がございます。

回答といたしましては右側ですけれども、2行目ですが、放射性物質の飛散又は漏えいの評価につきましては、飛散又は漏えいする放射性物質の量又は漏えい率が指標になると考えております。ただし、その具体的な漏えい率等の数値につきましては、廃棄体に含まれる放射性物質の種類とか、放射能濃度、これらを踏まえて、事業者が廃棄物受入基準(WAC)に定めるものと考えているという回答をしております。

このように、あらゆる廃棄体に対して共通的に適用すべき、極めて少ないことの定量的な基準を決めることは難しいのですが、例えばとして、NRC(米国原子力規制委員会)のNUREGに載っている基準を例として示しております。これは何かといいますと、放射濃度の高い廃棄物をセメントで固化した廃棄体のハンドリング中に想定される事故に対して、呼吸域粉塵として放出される放射性物質の量を推定するためのものでして、数値としては、10⁻⁵、

すなわち1/10万という飛散率が一つの目安として用いられていると。必ずこの基準にしな さいというわけではないのですが、こういった基準が示されているという例示を示してお ります。

これに関連する話ですが、通し番号63ページの整理No. 3-12を御覧ください。これは何かといいますと、まず少し御説明させていただきますと、埋設しようとする放射性廃棄物の形態としては、先ほど出てきた廃棄体とコンクリート等廃棄物、この2つがございます。このうちコンクリート等廃棄物についての御意見でございます。先ほどの廃棄体の落下に係る基準がコンクリート等廃棄物にも適用されるわけではないということを右側に書いてあります。

右側の回答の方から説明しますけれども、コンクリート等廃棄物というのは、汚染されたコンクリート、それから、金属でありまして、このような性状の廃棄物については、容器に封入又は固形化する。つまり、廃棄体にする必要はないと。したがいまして、廃棄体の基準も適用する必要がないとしております。したがいまして、こういったコンクリート等廃棄物を容器に封入した瞬間に、先ほどの落下を想定した漏えい率のような廃棄体の基準が直ちに関わってくるわけではないので、誤解を招かないよう明確化するために、コンクリート等廃棄物についての定義が事業規則にあるのですが、これを修正しようということで修正しております。すなわち、その下の太字のところに書いておりますところですが、容器に封入しておらず、又は容器に固型化していないというのが現行の事業規則の中の定義にあるのですが、この部分を削除するという内容でございます。

最後に、次の通し番号64ページの整理No. 3-14を御覧ください。容器への封入が合理的ではない大型の廃棄物、例えば、大型金属廃棄物とか、そういったものについても処分対象となるように修正してくださいという御意見です。理由としましては、大型の廃棄物を容器に封入するために切断することで二次廃棄物が発生し、結果として廃棄物の量を増やすことは合理的ではないといった御意見でございます。

この御意見を踏まえまして、容器の封入が合理的ではない大型の廃棄物の取扱いにつきましては、今回の規則改正ではないのですけれども、御意見を踏まえまして、今後、事業者の計画、それから、実情を把握した上で、必要に応じて規則改正、対応について検討することとしますという回答をしております。

主な御意見に対する回答の説明は以上でして、これらの御意見を踏まえまして、条文の 記載の明確化、適正化、それから、誤記も多少ありましたので、こういったものを修正し たものを、別紙2、3、5として添付しております。

説明は以上です。

○更田委員長

内容については、パブリックコメントにかける前に議論したところですけれども、いた だいた意見等を基に、改めて御質問、御意見あれば。いいですか。

田中委員。

○田中委員

事務局から主立った御意見に対して考え方があったところでございますが、初めに、事務局の説明に関係するのですけれども、放射性物質の「漏出の防止」、「漏出の低減」について、ピット処分、トレンチ処分での考え方、考え方というのは、時期に応じてどんな内容とするかということなのですけれども、具体的にはピット処分においては埋設の終了までということと、埋設の終了から廃止措置の開始までという2つの時期があるのですけれども、そこでどんな要求をするのか。また、トレンチ処分については、受入開始から廃止措置開始までの間ということで、そこのいくつかについて、詳しく回答で示したところでございまして、それと関連して、より明確にするために、一部規則、解釈の修正を行ったということでございまして、これによってより明確に説明できたのではないかと思っています。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

今、田中委員から指摘のあった点ですけれども、やはり趣旨がきちんと伝わることが大事だと思います。今回表現を改めても、性能を定性的に表現する以上、解釈に幅ができてしまうのはやむを得ないところなので、これが何のために何を求めているのかがきちんと伝わることが重要で、その意味で、今日の説明が議事録にも残りますから、それはいいことなのですけれども、今後担当者が変わっても、字面を単に追うだけではなくて、その趣旨がきちんと受け継がれていくことが非常に重要になると思います。これまず一つコメントです。

それから、確認なのですけれども、通し番号42ページのところで、先ほど、一つのバリア性能の著しく劣化した状態ということについて御意見をいただいていますが、元々中深度処分のときには、相手にする期間が非常に長くて、極めて不確かさが大きくなるから、あえて一つの機能をほとんど潰した状態でどうなるかという評価を求めるわけですけれども、浅地中処分の場合はそこまで期間が長くないというので、回答が何となくオブラートに包んだような感じになっているのですけれども、要は、不確かさがほとんどないならば、そういうことはしなくていいよと。だけれども、何らかの不確かさが見込まれるのであれば、その程度に応じてしかるべく評価をしてくださいという、そういう趣旨ですよね。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門、前田です。

御指摘のとおりです。あとはバリア材の種類ですね。例えば、遮水シートみたいなもので、管理中は保っているものであれば、管理期間が終われば、その機能は当然失われると見込むのが合理的というか、普通、そういったものもありますので、伴委員のおっしゃった内容、それから、使うものによっても評価の設定を決めていくという考え方でございます。

○伴委員

了解しました。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

伴委員のコメント、もっともではあるのだけれども、一方で、相手が割と規格化された 対象、設計物ではないので、どうしてもこうなるかなという部分はあると思うのだけれど も、一方でもっともだと言っているのは、懸念は、規則等を改正したときのメンバーでは なくて、後々にまた審査をやると、ここに書いてあるではないかといって、審査官の解釈 の余地が生じてしまうと、審査の予見性みたいなものはなかなか確保するのが難しいけれ ども、しかし、発電所などと違って、相手にどうしてもばらつきがあるし、それから、廃 棄体に関しても、事業を行う者が廃棄体としてどういうものを考えるかはそれぞればらつ きがあるだろうから、どうしても定性的にならざるを得ない。それから、防止、抑制、低 減、それぞれについても、対象物、対象とする事象に何を考えるかによってニュアンスが 違いますね。工学的に有意といっても、対象に対する割合なり、確率を頻度で表そうとし たときに、対象とする現象によって違うから、どうしてもこれは解釈の余地がある。ただ、 L2 (放射能レベルの比較的低い廃棄物/ピット処分)、L3 (放射能レベルの極めて低い廃 棄物/トレンチ処分)の場合は、まだまだこれから設計や審査、双方において経験が積み 上げられるだろうから、そのうちおのずと定まっているところがあると思いますので、そ ういったときにまた審査ガイドであるとか、そういったものに反映をさせていくというこ とだろうとは思います。

どうぞ。

○田中委員

今、伴委員からあったのですけれども、中深度処分については、考え方は検討したのですけれども、1つの課題として、具体にどう規則、解釈等をやっていくのか、これから検討しますから、そのときにおいて今あった御意見なども十分に参考にしながら検討していきたいなと思っています。

○更田委員長

もう一つは、いただいた意見の中にウラン廃棄物がありますね。これも大きな意思決定の問題なのだけれども、重点課題でもあるしというところで、引き続きだけれども、一定の迅速さをもってやることが重要ということだろうと思いますし、ウラン廃棄物の場合は、廃棄物の問題プラスアルファ、防護に対する考え方をどう考えるかの問題なので、ウラン廃棄物以外にL2、L3の問題が解決というか、L2、L3の規則等が定着しているのだったら、あとはビルドアップも含めて、防護の方、どう考え方を整理するのかの問題なので、どちらかというと伴委員寄りの世界かなという気もするので、少し加速をしなければなとは思います。

○伴委員

今のこととも関係するのですけれども、廃棄物に関してやらなければいけないことがたくさんあって、中深度処分の考え方をまとめ、今回こうやって浅地中処分の規則改正という形で出てきていますけれども、全体の中で残されているものが何で、次に大体どういうタイムスパンで何が来るのか、そこを簡単に教えてもらえますか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官 研究炉等審査部門、前田です。

まず、浅地中処分、中深度処分、地層処分という3つに分けますと、地層処分は少し先としますと、浅地中処分につきましては、今回、対象施設をかなり広げましたので、専らウラン廃棄物についての、さっき御指摘ありましたような検討が必要です。それと、先ほど御意見にもありましたが、大型金属廃棄物みたいなものをそのまま埋設するというニーズがあるのであれば、それに必要な要件を検討しなければいけない。それから、今回、第二種廃棄物の中で浅地中処分を先行してやるとしていますので、中深度処分の規則等の改正を行う。これは、先ほどの一つのバリアが失われたとか、そういったことの、明確にするような審査ガイドも含めて中深度処分はやらなければいけない部分があるかと思っています。あとは、炉規法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法))対象ではないのですが、例えば、鉛のように、重金属みたいな、環境物質が廃棄物に含まれている場合は、国としてどう規制するかいう議論も必要かなと考えております。

○田中委員

もう一つ、クリアランスの規則の合体化についても、今後どういうことをしなくてはいけないかの説明をしてください。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官 研究炉等審査部門、前田です。

クリアランスにつきましては、前回(本年9月11日)、審査基準(放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準)を策定しましたので、今後は文部科学省と経済産業省から出されている2つのクリアランス規則(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則)の合体を行う。それから、クリアランスにもウラン廃棄物が関連しまして、特に金属のように市場で希釈されるものについては既に対象になっているのですが、そのまま産廃処分場に行くようなものはビルドアップの観点から検討しなければいけないと、そういった課題が残っております。

○更田委員長

ウランは、クリアランスにしろ、浅地中処分にしろ、ビルドアップに対してどう考えるか。元々あるものだからというところの整理で立つのか、立たないのか。だから、それこそ、どちらかというと廃棄物の問題というよりは、防護の考え方の問題だと思いますけれ

ども。

○田中委員

更田委員長が言われたウランのクリアランス等については、国際(国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合、本年4月1日)でも原子力規制委員会でもいろいろと御意見いただいたりしていますし、世界の状況をもうちょっと検討して、それを議論しながらやっていくことになるかなと思いますが、なかなか難しいところではあるのですけれども。

○更田委員長

世界の状況といっても、例えば、非常に大きなフランスは全くアプローチが違うし、クリアランスそのものに対して、これはあの国の社会的議論の経緯みたいなものも反映されているから、必ずしも参考にし難いところはあるけれども、特にウラン廃棄物に関しては、田中委員、どうですかね、余り国際社会のプラクティスを参考にしようと思っても、極端なものがあるばかりで。

○田中委員

「参考」という意味が違ったかわからないのだけれども、IAEA(国際原子力機関)等でも、大きな、原則的なものはあるのですが、それを各国の特殊性と言ったら怒られるかわかりませんけれども、状況を反映しながらというところがあるので、それをどうやっているのかということが分かって、日本としてどう考えるのかということで、別に世界の状況を参考にというわけではございません。

○更田委員長

IAEAをそのままとれるのだったらと思いますけれどもね。それはそれで一つのアプロー チだけれども。

さっき伴委員に聞きかけたのは、技術上の問題というより、防護の方の考え方がそれを 許容できるかというところだと思うのですけれども、どうですか。

○伴委員

そうだと思いますが、多分、いくつかの視点が必要で、放射線防護は通常、人の被ばくを考えるわけですけれども、人の被ばくがどれだけになるかといったときに、今の世代の被ばくと、遠い将来の世代の被ばくとというのは全然話が違うということがありますし、さらには、ウラン系のものの場合は、自然界からなくなるわけではないので、ずっと存在するわけですから、そうすると、自然界に元々どれぐらいの濃度で存在しているのか、それのばらつきがどれぐらいあるのかというまた別の視点も必要になって、そういう中で、どれが一番合理的な立ち位置というか、ソリューションなのかを考えていかないと、単に被ばく線量の議論だけしても意味はないと思うのです。

○更田委員長

自然界の濃度並みだったらいいのだと、IAEAの読み方いろいろあるとは思うのですけれども、IAEAの中に、地球上で、各国見ていくと、天然の放射線量、平均的にこんなものだ

から、元々あったものなのだから、希釈されてそのレベルになればというのを受け入れて しまえば落ち着くわけだけれども、では、線源の違いによって、こっちはいいけれども、 こっちは駄目だというのは一体どこから来るのだと、これもなかなか答えにくいですね。 天然だからいいのだというものではなくて、同じものだから、天然のものから来ようが、 人工のものから来ようが。これは大きな決めの問題だけれども、これは廃棄物の問題とい うより、防護の方で整理される話のような気はします。

それでは、ほかに御質問、御意見がなければ、まず、御意見に対する考え方、事務局の 提案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、事務局案のとおり、別紙2から5のピット処分及びトレンチ処分に係る規則 等の改正について決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

では、そのように決定します。ありがとうございました。

2つ目の議題は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について」、これは特定重大事故等対処施設(特重施設)を、重大事故等に関しての対処においても利用するという指摘に応えて、保安規定の審査基準(実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準)についての改正作業を進めてもらったものですが、説明は実用炉審査部門の渡邉調整官から。

○渡邉原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官(審査担当) 実用炉審査部門の渡邉でございます。

それでは、資料2に基づきまして御説明いたします。今、更田委員長からも御紹介ありましたけれども、いわゆる特重施設をシビアアクシデント(SA)対策でも活用する、それから、SA対策の柔軟性をより高めるという観点から、保安規定の審査基準の見直しを行ってまいりました。本年7月31日の原子力規制委員会でパブリックコメントに関して了承いただきまして、それから1か月間、意見募集を行った結果を今日お持ちいたしております。御意見の数は7件27通でございまして、主な御意見と、その御意見に対する考え方については、大きな番号の3ページからの別紙1のとおりとなっております。ここについては、ほとんどは解釈の明確化のための確認ですとか、あるいは用語の適正化に対する御意見とか、そういったものが主でございましたので、この中から主な意見を1つ御紹介させていただきたいと思います。

大きな番号で6ページを御覧いただけますでしょうか。No. 3 というのがございまして、No. 3 からNo. 9 に関しては、重大事故等対処施設、これは特重施設も含みますけれども、それを使用開始する前にあらかじめ必要な教育及び訓練を実施することを今回保安規定に

規定しておりますけれども、それに対する御意見でございます。

かいつまんで申し上げますと、今までは保安規定の適用の開始と施設の使用の開始を同じようなタイミングでやっていたけれども、それを保安規定の適用開始、その後に教育・訓練をやって、施設の使用を開始するという流れに変わるのかということと、それから、保安規定の認可の前にも教育・訓練などを行っていますし、これまでのシビアアクシデント対策についても教育・訓練やっておりますけれども、こういったものについて、やり直しが必要なのかどうかとか、そういった御意見がありました。

それについての考え方を右側に記載しておりまして、まず初めは、まさに御意見のところに書いてあるように、保安規定の適用を開始した上で、当該保安規定に基づき必要な教育・訓練を実施する、その後に初めて施設の使用を開始することを今回求めているものでございます。教育及び訓練の実施時期については、当該施設の使用前検査、新検査制度(原子力規制検査(新たな検査制度))の開始後は使用前事業者検査になりますけれども、その終了までに必要に応じて一部使用承認等の手続をとった上で、必要な教育・訓練を実施することを想定しているものでございます。

なお、教育及び訓練の一部について、必要に応じて保安規定の認可前に実施することを 否定するものでもありませんということであります。

それから、ちょっと下の方に行きまして「また、」というところなのですけれども、必要な教育・訓練が適切に実施されていることについては、原則、当該施設の使用開始前までに保安検査、これも新検査制度の開始後は原子力規制検査になりますけれども、こちらで確認することといたしまして、具体的に何を確認するかとか、そういったところについては、今後、事業者の意見も踏まえつつ検討を行ってまいりたいと思っております。

それから、実施される訓練の内容については、今後、保安規定の審査において、その妥 当性の確認を行っていくと、そういう考え方を示しております。

御意見に対する考え方については以上でございまして、最初(1ページ)に戻っていただきますと、「2.今後の対応について」でございますが、御意見等を踏まえまして、別紙2、大きなページで言うと22ページから25ページの案のとおりに、保安規定の審査基準の改正案を取りまとめましたので、御審議いただきたいと思っております。赤字で書いてあるところが、パブリックコメントの案からの変更点でございまして、ほとんどは記載の適正化に関するようなものでございますけれども、1点、25ページの左側の改正後のところ、下から2つ目の項目ですけれども、「大規模損壊時におけるそれぞれの措置に係る手順について、」というところでございますけれども、こちらは同じような規定が、重大事故等の対策、この前の第22号(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第1項第22号)のところにも定めておりまして、これについては第23号(同項第23号)には適用されないのかという御意見もございましたので、第23号にもこちらの条文を設けているということでございます。

それから、施行日に関しましては、原子力規制委員会の決定の日、今日決定いただきま

したら今日から施行するということでございまして、経過措置に関しましては、重大事故 等対処施設の使用を開始する前に行う教育・訓練に関する規定以外のところについては、 遅くとも特重施設の使用開始前までに保安規定への反映を求めるということでございます。

それから、細かい点ですけれども、経過措置のところで、元々LCO(運転上の制限)、AOT (許容待機除外時間)の設定のところも入れていたのですけれども、こちらについては特重施設ができる前にはその設定は不要でありますので、記載の適正化ということで削除しておるということでございます。

以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。伴委員。

○伴委員

通し番号の25ページの下から2番目の赤字で書いてあるところなのですが、分かるのですけれども、何かこの文章はしっくりこなくて、手順について、そこで点が入って、定められた内容というと、読み返してみると、何か分かるような、分からないような気になってくるのですが、これ、日本語としてどうなのですかね。例えば、「大規模損壊発生時における対応手順として定められた内容が、大規模損壊に対する的確かつ柔軟な対処を妨げるものではないこと。」みたいな、そういう感じになるのではないですか。元の文章だと、要はどこでどう切れて、何がどう掛かっているのか、一読しただけでは分からないという印象を私は持ったのですが。

○渡邉原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官(審査担当) 原子力規制庁の渡邉でございます。

こちらの規定については、保安規定の中に細かいことを定めずに、柔軟性をより高める という趣旨から設けているものですけれども、日本語の書きぶりについては検討させてい ただきたいと思います。

○更田委員長

伴委員、私、ここをどう読んだかというと、「大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順が、大規模損壊に対して的確かつ柔軟に対処することを妨げるものではないこと。」というのかなと思って、意味的にそう読んだのだけれども、そういう意味と伴委員も捉えましたか。

○伴委員

そんなような感じなのですけれども、ただ、「手順について、」とここでぽんと点で切られていると、この「ついて」って何なのだろうと。

○更田委員長

これね、役所好きなのですよ、何でか。私のオブザベーションですけれども、役所は、「何々について、その何々が」というのが好きなのだけれども、平たく言えば、「手順が」と言って、いきなりつないだ方が普通なのですよ。「Aさんが」とは言わないで、「Aさ

んについて、何々が」と言うのが好きなのですね。説明を求めても、好きだとしか言いようがないぐらいなのだけれども、ここで「検討してまいります。」というのは困るのですよ、やはり。直すのだったら、荻野長官、この場で直せないですか。それか、このままでいいと言うか。

○荻野原子力規制庁長官

荻野でございます。

これは保安規定の審査基準なので、多分、保安規定のほかの条項についても、似たようなスタイルで書いてありまして、保安基準のこの項目についてはこうなっているというもので、表みたいな感じで多分、できているので、もちろん、ここだけ直しても別に意味は分かるのでいいのですが、極めて役人的に言うと、ほかとのスタイルが多分、違ってきてしまう可能性があってというぐらいの。

○更田委員長

ほかがそうなっていますしとか、先行例がそうなっていますというのも非常にパターンだけれども、これはこれで致し方ないかな。

山形対策監。

○山形長官官房緊急事態対策監

申し訳ございません。役所、法令というのは横並びというのがございまして、いつも更田委員長がおっしゃっているとおり、「ついて」というのはほぼ主語のような扱いになっておりまして、荻野長官の説明のように、手順は左欄にあって、右欄がそのものを説明しているということでございますので、申しわけございませんけれども、法令については、「ついて」は同じ使い方をさせていただきたいと思いますので、このままでいかせていただきたいと思います。

○更田委員長

法令上のお作法だそうです。

○伴委員

そんなに強くこだわるものではないのですけれども、ただ、ぱっと見たときに違和感を 覚えたということを申し上げて、了承します。

○更田委員長

ほかにありますか。

特に申し上げたいことがあって、6ページを開いてください。これは考え方でもあるし、渡邉調整官から説明もされていることだけれども、改めて強調しておきたいのは、特定重大事故等対処施設というのは、設備を造っただけでは駄目。造って、使えることを示して初めて完成ですよと。ですから、「物ができたので条件クリアです。」では決してないということを改めて強調しておきたいと思います。もちろん、特定重大事故等対処施設、実際に作動させて訓練できるような代物ではなかなかないけれども、ただ、十分な机上訓練、十分な教育があらかじめなされて初めて完成なのだということを改めて強調しておきたい

と思います。

もう一つは、既存のSA訓練の内容が変わらないはずがないわけで、多くの反映がなされるはずであってね、新たに特重施設の訓練が加わるだけではないはずであって、既存の重大事故等に対処するためのいわゆるSA訓練の内容が変わらないはずがないわけで、SA訓練に、今までやってきた訓練にこれを足しましたでは、間違いなく不十分なはずであって、特定重大事故等対処施設が完成した以降は、当然、SAに対する対処も変わってくるはずなので、その辺りはきちんと対処してもらいたいと思いますし、これは保安規定の審査の中でがっちり確認をする必要があると考えています。

山中委員。

○山中委員

担当させていただいている委員として、更田委員長がおっしゃったように、特定重大事故等対処施設が造られただけでは駄目であるというのは重々認識しておりますし、それが使えるものであって、きちんと手順、あるいは教育・訓練がなされていることは確かめないといけない。今回の議論から除かれていますけれども、LCO、AOTについても、今後きちんと定めていくことは検討していただきたいと思っておりますし、それは見ていきたいと思っております。

○更田委員長

そもそも特定重大事故等対処施設をどう位置付けるかという入り口の議論がとても大事で、多様性拡張施設みたいな位置付けが許容されるのかどうかは大きな分かれ目だと思いますから。後段の施設であって、確かに工学的には多様性を拡張するためのものかもしれないけれども、いわゆる自主としての扱いを認めていいのかどうかは議論のあるところだと思いますが、山中委員、現時点でどう考えておられますか。

○山中委員

いわゆる頑健な設備であって、重大事故等に柔軟に利用できるようにしましょうという、これは発想としては、原子力の安全性を高めるということでは、そういう発想でいきましょうということで、原子力規制委員会でお決めいただいたのですけれども、原子力規制委員会としてはきちんと見ていく必要のある施設であるという、自主施設ではないと私自身は考えております。

○更田委員長

SA施設、特定重大事故等対処施設のない状態でのSA対処のための施設であるとか、手順との関係抜きでは決して議論のできない施設であって、新たに加えられたものだから、そこだけという議論は全く成立しないので、必ず既にあったSA設備との関係というのが出てくるし、注水方法一つをとったところで、どっちを優先させるのだ、後段を置いておくという考え方をとるのか、より有利な方法があるのだったら、設計上は後段とされているものだって、使うときは何でも使うというのは基本原則だし、では、戦力を逐次投入するのか、一斉にやるのか、簡単ではないはずであって、いわゆる「特重施設の使い方」という

保安規定の見方をしないでほしい。SAに対する対処全体が変わるはずなので、その議論は 重要だと思いますし、後からやってきた施設だから、多様性の拡張ですという考え方はに わかには認められないと思います。

それでは、まず、御意見に対する考え方、別紙1ですけれども、これを了承してもよろ しいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、次に、別紙2の審査基準の一部改正について、これを決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。それでは、事務局案のとおり、別紙2の審査基準の一部改正 について決定します。ありがとうございました。

3つ目の議題、「新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の整備(第一段階のうち政令関係)に対する意見募集の結果について、新たな検査制度(原子力規制 検査)の実施に向けた関係政令の制定について(案)」、これは古金谷課長から説明して もらいます。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長の古金谷でございます。

では、資料3-1、それから、資料3-2をあわせて御説明させていただければと思います。

背景を申し上げますと、本年7月31日に第20回原子力規制委員会で、この関係政令とあわせて、規則、それから、実施要領、この3つについて意見募集をかけることについて御了承いただきまして、本年8月1日から30日間、意見募集をしたというものでございます。そのうち、資料3-1と資料3-2は政令(原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(整備政令))の関係につきまして意見募集の結果と、それを踏まえた政令の制定ということでお諮りしたいと考えております。

では、資料3-1につきまして御説明したいと思います。これは意見募集の結果でございます。2.のところにありますように、本年8月1日から30日に行いまして、10件、意見としては12個でございますけれども、意見がございました。別紙が、その意見と、それに対する我々の考え方を示してございます。

ざっと御紹介したいと思いますので、通しの2ページ目を御覧いただきたいと思います。 整備政令の関係、特に手数料の関係が多くございます。あと、IF(福島第一原子力発電所) の特例に関する政令(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原 料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令)ということで、 1Fの 5 、 6 号機も実施計画の中で今後見ていくということがございますので、そういった点を中心に意見がございました。

1番目の点につきましては、これは法定確認行為との関係で原子力規制検査、新たな検 査制度の中の結果を活用していくということがございますので、それについて、法定確認 行為の手数料を減額してほしいという御意見でございます。

ただ、考え方に示しておりますけれども、法定確認行為について、我々の中で考えている業務量というものは基本的には変わらないということでございますので、法定確認行為に関する手数料については、今回、変更はないと考えてございます。

それから、2番目と3番目につきましては、これは整備政令の中で、手数料の上限をこちらに書いております941万1400円というところで定めておりますけれども、これについて、見直しが必要ではないか、あるいはほかの手数料に係る政令のように、具体的な金額を政令レベルで定めるべきではないかということの御意見でございます。

これについては、2番目のところの考え方にも書いておりますけれども、今回、この(意見募集の)ときに同時に書きました(作成しました)原子力規制委員会規則の中で、具体的な基本検査あるいは追加検査といったような区分を規定しておりますので、それらについて実費を勘案した手数料の額というものについては、同じ規則の中で規定すると考えてございますので、上位の政令のところにおいては、上限のみを規定するということで考えておるというところの説明でございます。

あと、3番目のところに「なお、」ということで書いておりますけれども、政令ではなくて、規則レベルで手数料を定めているものも中にはございますということも説明してございます。

通しの3ページ目でございますけれども、こちらにつきましては、手数料の内容というよりも、この手数料を受け取るということについて、規制検査の在り方についての懸念を示しているということで、透明性のある取り扱いをするようにという意見でございます。

これにつきましては、当然のことでございますけれども、我々、原子力規制検査というものは、(「考え方」欄の「1. について」の)「なお、」のところにも書いておりますけれども、事業者とはコミュニケーションを図りながらも、独立した立場で厳正に判断していく、検査していくという立場でございます。

手数料については、検査官が関わるものではなくて、別の会計の手続に基づいて担当職員が行いますということについて、御説明をしております。

同じ通しの3ページ目の2番目(2.)の意見でございますけれども、これにつきましては、1Fの特例に関する政令についての意見でございまして、今回の方針については、合理的な考えだという御意見でございまして、我々としては、考え方の方に書いておりますように、安全性を確保しつつ、リスク低減に向けた措置を迅速・効率的に実施するという形で、引き続き安全規制を実施していきたいと考えております。

通しの4ページ目につきましては、同じく福島第一原子力発電所の特例に関する政令に

ついてのさまざまな手続に関しての確認というような御意見でございます。

- (1) といたしましては、廃止措置計画の認可についての取り扱いということについて の御質問、御意見でございまして、これにつきましては、基本的には実施計画で認可を受 けるということになりますので、そうなれば廃止措置計画の認可の手続がなくなりますの で、これは適用されないということを考え方として示しております。
- (2)につきましては、発電用原子炉以外の核燃料の使用施設等について、その適用範囲というものを確認したいということでございます。これにつきましては、この1Fの特例に関する政令の対象というものは発電用原子炉施設ということでございまして、使用施設等は対象外ということになりますので、使用施設等につきましては、原子力規制検査の規定が適用されると考え方として示してございます。
- (3) につきましては、定期安全レビューの取り扱いについての御質問ということでございます。これにつきましても、基本的には1Fの規則(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則)(※正しくは、原子炉等規制法第64条の3第1項)に基づく実施計画の認可というものがあった場合には、定期安全レビューについては適用されない、適用除外ということになりますので、定期安全レビューの対象外となるということを考え方で示してございます。

通しの5ページ目以降は主に手数料の経過措置に関する御質問、御意見でございます。 新検査制度が施行される来年4月1日、あるいは来年3月31日で終わるというところで、 仕掛かりの検査あるいは審査というものについての手数料を原子力規制検査の方に充当す ることで、原子力規制検査の手数料を控除してはどうかというような意見が6番目から11 番目まで、そういった件が多数寄せられております。施設定期検査、それから、定期安全 管理審査、それから、溶接安全管理審査(溶接安管審)、こういったものについての御要 望、御意見というところでございます。

これらにつきましては、6番目のところに考え方として示しておりますけれども、手数料の控除というものの対象は、施行日までにこういった審査あるいは検査に着手していないものというものを予定しているということでございますので、逆に言うと、着手したものというものについては、控除の対象にならないということを考えてございます。

その下のパラグラフにも考え方を書いておりますけれども、施行日までに既に着手しているものについては、さまざまな要領書作成等々の準備も行っているものもありますし、 実際にもう現地に検査に行っている、審査に行っているというものもございますので、一 定の行政コストが発生しているということで、手数料控除の経過措置を規定しないという 考えでございます。

7番目、8番目、9番目についても同じ話でございます。

9番目(の後段)は、具体的な手続について、手数料の支払い手続についてでございますので、その点についても、考え方、具体的な手続を回答してございます。

最後、12番目でございますけれども、12番目につきましては、これは本年7月31日にお

諮りした資料の中での記載内容についての誤記、あるいは略称というものについての質問でございまして、それについては、間違っていたものは、正しくはこうというような形で回答させていただいておりますので、詳細は省略したいと思います。

資料3-1については、以上でございます。

資料3-2の方でございますけれども、こういった意見の結果を受けまして、基本的には、前回、概要紙でお諮りしましたけれども、その内容について整備政令を制定するということとしたいと考えております。

今回、具体的に制定したいというものについては、今回、意見募集を行いました整備政令案以外に、施行期日を定める政令案(原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案(施行日政令案))というものもここで制定したいと思っておりますので、まず、別紙1がその施行日政令案でございまして、令和2年4月1日、施行日という形でこの施行日政令を定めたいと考えております。

別紙2の方でございますけれども、別紙3に新旧対照表も付けてございますけれども、 概要でパブリックコメントをかけた内容そのものでございまして、特に今回、意見募集の 結果を踏まえて変更しているところはございません。ですから、この2つについて、政令 を制定することについて、御了承いただければと思います。

ただ、現在、整備政令案自体は、一旦、内閣法制局の方の了解が出ていたものでございますけれども、先日、多少法技術的な修正の可能性について御指摘がございまして、現在、内閣法制局の方と相談をしているというところでございますので、その結果に応じて、必要であれば若干の修正を加えたいと思っております。

ただ、内容に変更があるというわけではございません。ですから、その点も含めて、閣議請議に向けての手続を進めることについて、御了承いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○更田委員長

本件について、御質問、御意見はありますか。いいですか。 石渡委員。

○石渡委員

資料3-2の方の整備政令の制定の案文(別紙2)の下の段に金額が書いてありますよね(通し番号7ページから9ページ)。これは紙で提出する場合と電子申請等による場合ということで、電子申請の方が多少安くなっていますね。要するに、割引になっている金額というのがそれぞれ大分違うのですけれども、これはどういう理由なのですか。教えていただければと思うのですが。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長 検査監督総括課長、古金谷でございます。 これは電子申請を行うことで、こちらの事務手数料、事務的な具体的な業務量が減るということもありますので、そういった点で一定の部分を割り引くということで考えてございます。

ですから、具体的なそれぞれの割引がどれぐらいかというところは、具体的なしっかりとした根拠、どれぐらいの人工(にんく)がかかって、どれぐらいの時間でこれを処理するかというのは根拠としてございますので、それに応じて計算をした結果というところでございます。

○石渡委員

分かりました。では、その計算の根拠はきちんとあるということですね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

それでは、まず、御意見に対する考え方については、これでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

そして、では、この事務局の御意見に対する考え方は了承して、これは政令なので、まだ内容に関わらない文面上の変更はあり得るということですけれども、政令に向けた閣議 請議を進めるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

その上で制定するということで。ありがとうございました。

4つ目が、「新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の整備(第一段 階のうち規則及び実施要領関係)に対する追加の意見募集の実施について」。

これも古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

資料4に基づきまして御説明します。

先ほどの議題の中でも触れましたけれども、第一段階で政令以外にこの規則(原子力規制検査等に関する規則(原子力規制検査等規則))と実施要領(原子力規制検査等実施要領)について、本年8月中に意見募集を行いました。その内容に、これまでの試運用等々を踏まえて、少し変更すべき部分というものが出てきましたので、その点について、変更部分について、もう一度意見募集をかけたいというものでございます。

具体的な内容でございますけれども、2. の(1)のところにありますけれども、まず、規則(原子力規制検査等規則)の関係でございます。これは特に核物質防護の検査の関係で、特に使用施設につきまして、これは令(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に

関する法律施行令)第41条非該当の使用施設等につきましては、10年に1回という検査ということで当初は考えておったのですけれども、やはりその中に核物質防護上、毎年検査すべきものがあるということがございましたので、そういった点について改正するというところでございます。

あわせて、ポツ(・)が4つありますけれども、3つ目のポツのところ、第7条(原子力規制検査等規則第7条)の関係でございますけれども、それに応じた手数料の額もあわせて定めたいというところでございます。

具体的には、後ろの2ページ目を見ていただきますと一覧表になってございますけれども、当初の本年7月にお諮りした規則(原子力規制検査等規則)では令第41条該当のものは令第42条にも該当するものだろうということで、左上の8400円、それから、3万2300円、8万8200円という手数料を定めて、令第41条に非該当のものというものは右下の10年ごとに8400円ということで定めておりましたけれども、特定核物質防護の関係の令第42条に該当する、しないというところについて、この点、毎年検査するということで考えておりますので、令第42条該当のところについては、左下のところにございますように、毎年2800円、2万5100円、2800円というような形で徴収をしたいと考えております。

あと、1ページ目に戻っていただきまして、規則(原子力規制検査等規則)の改正の内容、2点ございます。

2つ目のポツでございます。第5条(原子力規制検査等規則第5条)の関係でございますけれども、安全実績指標(PI)につきまして、特定核燃料物質の防護に関する領域については、10年ごとではなくて四半期ごとに報告するということも求めたいと思っております。

それから、一番下のポツのところでございます。これは当初、整備政令の方で経過措置をと考えておりましたけれども、先ほど(議題3)の意見募集でもありました手数料の控除の件につきましては、この規則(原子力規制検査等規則)の中で明記するということとしたいと考えております。

以上が規則(原子力規制検査等規則)の関係でございます。

2ページ目の中ほど、(2)のところでございますけれども、こちらは実施要領の関係の変更ということがございます。

これは具体的には大きく2点ございまして、1つ目は、同じくまた核物質防護の関係でございますけれども、これにつきましては、特に使用施設の中で核物質防護に係る原子力規制検査の対象ではないもの及び核原料物質を使用するものというものについては、10年に1回総合的な評定を行うという形に、10年に1回という割合に変更したいということでございます。

それから、2点目といたしましては、この実施要領の中に、いろいろホームページに公開するとか、検査結果を公表するというような情報公開の規定がございますけれども、そういった点につきまして、特に核物質防護の情報につきましては、管理していく、あるい

は公開の対象として除くというような形の規定を追記したいと考えております。

したがいまして、これらの点につきまして、今日、御了承いただければ、パブリックコメント、意見募集を速やかに開始したいと思っておりますので、明日からの30日間で意見募集を行って、本年11月中の原子力規制委員会決定を行いたいと考えております。

本年8月に意見募集しました意見についても、この本年11月の決定の際に、あわせて意 見に対する考え方というものについてはお示しして、御了解いただければと考えてござい ます。

説明の方は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○田中委員

今説明があった意見募集をすることはいいかと思うのですけれども、これは本年7月31日の第一段階について意見募集をするときに、この状況が分かっていれば、そこに入れられたと思うのですよね。今更言っても仕方ないのですけれども、今後、また第三段階等がありますから、しっかりと関係する部局といいますか、関係者内でよく検討して、抜けがないようにお願いしたいと思います。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長 御指摘、承知いたしました。ありがとうございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

今更こんなことを聞くのもはばかられるのだけれども、資料4の1ページ目の2. の最後のポツ、溶接安管審というのは、原子力規制検査に移行した後はその中身は変わらないでしたか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

そもそもの溶接安管審という条文自体は、原子炉等規制法の中からなくなります。ただ、 溶接内容についての品質の確認だとか、そういった行為は使用前事業者検査の中で行える ようにしていきたいと考えております。

○更田委員長

だから、実質的に変わるわけですよね。事業者検査側でやって、それに対する確認になるという意味では、溶接安管審についても同じことでしょう、基本的に。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○更田委員長

その中身が変わるにもかかわらず、既に納付している手数料で、審査をやらなかったものに関しては、新検査制度の方に移行する、手数料の納付において、既に納付した額を控除するというのだけれども、本当にそれだけでいいのですかね。

というのは、現行の溶接安管審に対して手数料をもう既に払っているけれども、ところが、それは審査がされないままに、今度、移行してしまったと。そうしたら、これは、要するに、お金を返すということに相当するのかな。そう理解していいですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

古金谷でございます。

結果的には返納と同じような効果と考えております。原子力規制検査で毎年基本検査を やって、一定の額を各事業者から徴収いたしますので、全く着手していないということで 行政コストがかかっていない部分は、やはり原子力規制検査の方に充当して、その分を控 除した形に。

○更田委員長

原子力規制検査に移行といったところで、移行したときには、今度は溶接安管審が持っていた機能というのは、事業者検査に持たせて、それを確認するわけだから、そういった意味では、これを返す代わりに原子力規制検査でもらうものから控除する形で、だから、意味としては、その分を返すというのと同じ意味ですよね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長 おっしゃるとおりでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

それでは、事務局の修正案を了承して、追加の意見募集を行うということでよろしいで しょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、その旨、手続をとってください。

議題の5つ目ですけれども、5つ目は、「新たな検査制度の運用に向けた試運用の状況 について」。

これも古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

では、資料5に基づきまして御説明します。

新検査制度、来年の4月からスタートさせるということで、現在、試運用を行っております。試運用は、これまで、昨年の10月からフェーズ1を半年、それから、フェーズ2、今年度前期ということで半年やってきました。

ですから、その実施状況について御報告をさせていただくとともに、そこで分かった課題をフェーズ3の方でどのような形で解決していくか、残された課題というものがどういうものがあるかということについて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、経緯のところは、今御紹介したような話でございますけれども、2.のところに

ございますけれども、フェーズ2を今年の4月から9月末まで行いまして、これは検査官 の習熟というものを主目的としたフェーズ1に加えて、原子力規制事務所では基本的には 全ての検査を行うというようなことを行って、その中での課題の抽出ということを行って きました。

また、検査で発見された気付き、あるいは過去の保安規定違反等の事例をスクリーニングする、あるいはSDP (安全重要度評価)での重要度の評価をするというようなことも行ってきておりまして、総合的な評定というものも、この9月末までの検査結果を踏まえて、この10月に入ってからということになりますけれども、やっていきたいと考えております。フェーズ2での狙いとして、検査官の習熟というところについては、着実に習熟度は上がっているかと考えておりますけれども、一方で、やはり気付き事項あるいは指摘事項というものが余り出てこなかったと、出てきていないというところもありますので、気付き事項をどういった形でスクリーニングして、安全重要度評価をしていくかというところについては、まだ経験が足りないのかなということで、それぞれの検査官によっての理解に違いがあったり、判断に違いがあるということがありますので、その辺については、やはりある程度の相場観というものを醸成していかなければいけないと考えております。

それから、やはりフェーズ2でも、チーム検査あるいは原子力規制事務所の検査官が現場のスタッフの方々にいろいろ質問するというところで、少し受け手の事業者の方で作業に支障を来すような感じがあったというようなところもございましたので、その辺については、引き続き現場レベルで、どういった形でコミュニケーションを図ればいいのかというところを事業者とともに考えていきたいと考えております。

それから、安全重要度評価につきましては、フェーズ2では主に実用炉の方のSDP、安全 重要度評価を行っておりましたけれども、今後、核燃料施設等についても、過去の事例等 を用いてSDP評価をやっていきたいと思っております。これは、アメリカのROP(原子炉監 督プロセス)でも核燃料施設等というものは対象外ということでやっていますので、これ は我々としても一つ大きな課題と考えております。

こういった課題がある中で、フェーズ3というものをどういった形で進めるかというと ころが3. のところに書いてございます。

フェーズ2の課題に対応しつつ、フェーズ3では、①、②のところに書いておりますけれども、まず、原子力規制事務所で行う日常検査については、ほぼ同じようなボリューム感でフェーズ3をやっていきたいと考えておりまして、その中で、更に習熟を積んでいきたいと考えております。

それから、原子力規制庁本庁の専門検査官が中心で行うチーム検査につきまして、これはフェーズ2ではモデルプラントの大飯発電所と柏崎刈羽原子力発電所のみで行っておりましたけれども、これをできるだけ多くの施設で多くのチーム検査をやっていきたいと考えておりますので、非常にこれもまたチャレンジングだと私は思っておるのですけれども、既存の使用前検査等々が残る施設がございますので、そういったものとの両立をどう図っ

ていくかというものが課題としてありますので、フェーズ3の中で、どういった体制で本格運用を迎えるかというところは考えていきたいと思っております。

それから、先ほどフェーズ2で、今後、総合的な評定を行うという話をしましたけれど も、これにつきましても今後拡充をしていきたいと思います。

それから、あと、制度運用時に行いますさまざまな事業者との会議、四半期ごとの締めくくり会議、それから、安全重要度評価で白以上のものについては、SERP(安全重要度・対応措置評価会合)あるいは事業者との意見交換の場というものをやっていきますので、そういったものについても模擬できればなと考えております。

それから、⑤のところでございますけれども、これは検査結果を地元のいろいろな地域 住民等々に説明するというような場を作っていきたいと考えておりますので、こういった 点、地元の自治体の方と相談をしながら試運用でやっていきたいなと考えております。

フェーズ3の方はそういった形で進めていって、最終的にはガイド類等々も改正して、 来年4月1日を迎えたいと考えております。

説明の方は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。 山中委員。

○山中委員

報告ありがとうございます。

昨年の秋、10月から新たな検査制度の試運用を始めていただいたわけですけれども、昨年の夏頃の原子力規制委員会で更田委員長から御意見をいただいて、現場の日常検査、いわゆる従来の検査と新しい検査の両方に現場の検査官は携わらないといけないので、業務のありようを考えなさいという御指示がありまして、できるだけ日常の従来の検査を新検査制度に寄せるという工夫を原子力規制庁の方でしていただいて、ちょうど1年になりますけれども、1年間かなり順調に試運用が進んできたかなと思います。

フェーズ3になりますと、今度は専門検査、いわゆるチーム検査が本格的に試運用の中で試みられるということと、当然、従来でも原子力規制庁本庁のチームが現場に赴いて検査をするという、これは両方の業務をしないといけないという大変なことになろうかと思うのですが、ここをやはり原子力規制庁本庁の職員がスムーズに新検査制度に移行できるように、チーム検査についても何らかの工夫を御提案いただいて、原子力規制委員会で少し議論をしていただければと思うのですが、原子力規制庁の方はいかがでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

先ほど私の方からも御説明しましたけれども、これはフェーズ3でかなりチーム検査も 業務量が増えると思いますので、現行の使用前検査あるいは施設定期検査等と両立させて いくと。本格運用後も使用前検査で、「なお従前」という形で特定施設等々は従来の使用 前検査等を行う可能性が十分ありますので、そういった点、どういった形で業務的に実現できるかというところについては、少し考えていきたいと思いますし、原子力規制委員会の方にも御報告して、こういう形でということを御相談したいと思います。ありがとうございます。

○山中委員

よろしくお願いいたします。

○更田委員長

ほかにありますか。

どうぞ。

○田中委員

核燃料施設等についての話もあったのですけれども、グレーデッドアプローチ的な考え 方を具体的に考えて対応しつつあることは理解いたしましたが、アメリカでは核燃料施設 等のROPというのはないというか、例が余り参考にならないかと思うのですね、例がないか ら。先ほども事務局から話がありましたが、今後、フェーズ3においても、どんな課題が あるのか、どんなチャレンジがあるかということを十分理解されているみたいですので、 しっかりと対応していっていただきたいと思います。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

核燃料施設等につきましても、やはりフェーズ3でしっかりとやっていく必要があると思っております。これは検査の実務もそうですけれども、安全重要度評価のところも含めてしっかり対応していきたいと思います。ありがとうございます。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

資料5の1ページ目の真ん中辺にフェーズ3の重点的に取り組む課題が3つ書いてあるのですけれども、①で「気付き事項のスクリーニングに対する相場感の醸成」という言葉があるのですが、厳格なこういう新検査制度の検査を実施していこうということであるのに「相場観の醸成」という言葉は余りなじまないのではないかという感じがするのですがね。

つまり、ある意味、これはスクリーニングの評価の目安を議論して決めるということであるべきだと私は思うのですよね。何となく相場が醸成されていくというようなものであってはならないのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございますけれども、石渡委員の御指摘のとおりでございます。 制度を運用するに当たって、やはりしっかりと統一された形で運用していくということが 望ましいと思っておりますので、いろいろな事例を積み重ねる中で、こういった場合はこ うだ、こういった場合はこうだという形で事例を積み重ねる中で、考え方というものを一致させていきたいなと思います。

ただ、今のところ、その判断基準が規定の中で示されていて、それをどう当てはめるかというのを、まさに今、試運用の中でもいろいろな事例が現場から上がってくる中で、これはパフォーマンスの欠陥があるのかどうかとか、そういったところを議論しているところでございますので、議論を行っていく中でしっかりとした考え方を確立していきたいなと考えております。

○伴委員

毎回同じことを聞いているのですが、事業者側がどうなのだろうかと。つまり、この新検査制度はやはり事業者の主体性というのが非常に重要になるはずなのですが、実際、原子力規制庁に彼らが来て密にコミュニケーションをとってはいますけれども、ここに来る人たちというのはいわば本社の人たちだろうと思うのですね。本当にプラントにいる末端の一人一人まで意識が変わっていっているのかどうかというのが非常に気になるのですけれども、この試運用を積み重ねることで現状どうなのか、もし見解があれば教えてください。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

私の感じているところでございますけれども、やはりフェーズ1がスタートしたころは、 事業者も、特にフリーアクセスでいろいろな方に質問したりとか、そういうことを現場で するということについて、かなり抵抗がありました。特に協力会社の方々には、検査官と これまでしゃべったこともないと、基本的にしゃべってはいけないというような事業者も あったようでございますので、そういったところを少しずつ事業者の中でも協力会社に説 明する等々をして、制度に理解を深めてもらっていますので、着実に進んではいると思い ます。

ただ、今これで十分かというと、課題のところでも、コミュニケーションの関係はまだ やはり課題があるかなと思っておりますので、引き続きその点は、本格運用が始まってか らもかもしれませんけれども、その点については改善を不断に図っていきたいと考えてお ります。

○伴委員

ありがとうございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

私から、これは事務局に回答を求めなくて、ほかの委員の意見を伺いたいと思いますけれども、別紙3のフェーズ3で、3ページ(通しの16ページ)です。取組が3つ①、②、③と並べられていて、①で核燃料施設等におけるSDPの実施というのだけれども、やはりいろいろ試運用を積み重ねてくると、思うことが出てくるのですが、これをやっていいのだ

ろうかというのはそもそも疑問。

というのは、少なくとも最低限、私、これは赤、黄、白、緑、マイナー(安全重要度評価の区分)は適用できないと思うのですね。というのは、赤だの、黄だの、白だの、緑だのを相対的なものと捉えるか、絶対的なものと捉えるかだけれども、どうしても比較するわけですよね。

発電所間で比較するのは、大変、そのためにやるようなものであって、この発電所で起きたこの事例は白に該当します。一方、この発電所で起きたこれは緑に該当しますと。これは比較して受け取られても構わないし、その施設の中でこれまでに起きたトラブルの中で比較してもらったって構わない。

ところが、核燃料施設等が入ってくるとややこしくなって、NRCの場合は発電所だけでやっているから、ここで話は閉じてしまうのだけれども、核燃料施設等が入ってくると、元々リスクが桁で違う。そうすると、これは発電所の白ですよ、核燃料施設等の白ですよと、分かっている人は分かるかもしれないけれども、同じ白なのですよね。だけれども、施設は全然違う。

安全上の重要度といったってリスクが全然違う。それを同じ赤だの、黄だの、白だの、緑だの、これは薄い緑なのですなんていったって、白なんかいくら薄めたって白ですし、これはやっていいのかなという教訓が、私、フェーズ1、フェーズ2の最初からそれが思えたわけではないのだけれども、この段階に及んで、核燃料施設等にSDPなんかを適用していいのかと思うのですけれども、山中委員、いかがですか。

○山中委員

そもそも確率論的な云々という考え方が、なかなか核燃料施設について成り立たないと ころがございますし、そういう中で、発電所と核燃料施設等を直接比較するような印(色) の付け方というのはなかなか難しいかなとは思うのですが、その点については、更田委員 長のおっしゃるとおりかなと思うのですけれども。

○更田委員長

まだ私、事例に適用して安全重要度の評価を試行してみるなんていう段階に全然ないように思うのですけれども。

というのは、リスクの絶対値だったらば、加工施設とか使用施設なんかは全部マイナーになってしまうでしょう。だから、安全重要度の段階評価なんかにならない。一番ごついのは、せいぜい再処理施設がもし動くのだったらというところがあるかもしれないけれども、それにしたって、発電所のために作っている制度で、しかも、 〇CDF(炉心損傷頻度の変化量)がどうのこうのという議論ではないですよね。それにかわる指標は何だといったときに、五因子法で云々かんぬんといったところで、成熟しているわけでもないのに、安易に「核燃料施設等の安全重要度評価の実施」と書いて、安全重要度の評価を行うと言っているけれども、そんなことはできないでしょうというのが答えなのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員

今、山中委員が言われたように、実用炉の考えというか、レベル分けをそのまま持ってくることはできないと思うのです。思うのですが、核燃料施設等において、どのようにレベル分けをするのかどうかというのは今後の課題かと思うのですけれども、実用炉と並びで多分できないという中で、どのように評価していけばいいのかというのは、これも一つのチャレンジングなところではあるのですけれども、そのようなことをいろいろと検査、あるいは試行的にやっていく中で、その事例も評価しつつの中で、指針も必要だし、何がしかの安全評価があっていいのかなと思うのです。

それは実用炉の方法とは違うべきだと思うのですけれども、それはどのようなレベルでするのかは難しいところなのですけれども、やはりそこもチャレンジングなことと考えてやってみるということは意味があるかと思いますけれども。

○更田委員長

私は意見が違って、余りに生煮えで「試行」と名のつくものが不可能だと思っている。 もしこれが赤、黄、白、緑、マイナーなんてものを適用して試行してみるのだったら、 誤ったシグナルを出すだけだから、やることに害があると思う、私は。意味がないのでは なくて害があるのだと思います。情報の発信として不適切だから。

では、始めてみる前に、田中委員がおっしゃるように、レベル分けをどうするのか、どう表現するのか。だから、そこがチャレンジングなのだったら、まず、そこの議論が行われるべきであって、試行に入るという段階では全くないと思う。だから、核燃料施設への適用について、議論を始めたいと思いますというのだったらいいのだけれども、ここは試行してみる。それから、RC(意見聴取会)も模擬でやってみると。意味がないだけではなくて、私は害があると思いますよ、これ。

古金谷課長、何か言いたいみたいだから、どうぞ。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

更田委員長の御指摘の点は、我々も懸念をしているところはあります。そもそも施設の 性質が違う、潜在的なリスクも違うというところからすると、違うと思っています。

ただ、具体的な事例ベースでまずは考えてみたいなと思っておりまして、どういったことができるのかというものを、これは過去の事例なんかを受けて、このルートに乗せると、スクリーニングのところで、まず、パフォーマンスの欠陥があるかどうかとか、そういったところは共通的にできるのではないかと思うのですけれども、緑以上の評価のところは、更田委員長の御指摘のようなところは多分にあるかと思っております。

○更田委員長

私はとてもそれを許容できない。安易に乗せてみるということは害があると思うので、 私は許容できないです。むしろ、その手前の議論が十分になされるべきだと思う。そもそ も核燃料施設等で起きたことの安全重要度評価というのはどうすればいいのかというベースの議論ができる前に、ほかの対処施設に対する仕組みをとりあえずこれでやってみてというと、やっていること自体が著しい誤解と刷り込みを与えるので、私は許容できないですよ。

伴委員。

○伴委員

正直、この問題について、深く考えてはこなかったのですけれども、アメリカでNRCが核燃料施設にもこれを適用しようとして、何度も断念したということを聞いています。5回ぐらいチャレンジして、その度に断念したということを聞いている。それを我が国で非常に短い期間でなし遂げることができるのかというのは、やはりそこは謙虚でなければいけないと思います。

それと、何らかのスケーリングを行うにしても、それによって本当に核燃料施設の安全性が高まるのかという、やはり最終的にはそこに返ってこないといけないので、そういう点も含めて確かに慎重な対応が必要なのかなと思います。

○更田委員長

古金谷課長、やってみると言うけれども、発電炉の△CDFに相当するものというのは、核 燃料施設で何に置こうとしているのですか。

- ○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長 それは正直ありません。
- ○更田委員長

だから、定性評価だよね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長 そうです。おっしゃるとおりです。

○更田委員長

SAPHIRE (米国アイダホ国立研究所が開発した確率論的リスク評価用ソフトウェア) だ、SPAR (NRCが構築した発電用原子炉施設の確率論的リスク評価モデル) だ、何だというものがあるわけではないですよね。古金谷課長はアメリカに1年間行ってきたからよく分かっていると思うけれども、とんでもなく違うアプローチのものを同じ名称で呼んで、SDPとかといって呼んで、それに対して色付けをする方も無責任だし、される方は許容できるはずないですよ、そんなもの。

私はこの(通しの16ページの)①の実施というのは危険だと思っていますので、繰り返しますけれども、無益ではなくて害があると思っているので、私、これはとてもではないけれども、受け入れられない。

だから、そういった意味で、核燃料施設をどう捉えるかという議論、これは核燃料施設に関しては、確かに試行はされるかもしれないけれども、継続的な改善というと言い訳みたいだけれども、やはりじっくり時間をかけて考えるべきだと思って、足並みをそろえる

のはとても無理だと思いますけれども。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

更田委員長の御指摘、承知いたしました。特にこの指摘事項の評価のところは、ガイドは、当然、NRCでも核燃料施設用のガイドはありますので、それは適用して、そういった検査のプラクティスというものは積んでいきたいと思いますけれども、実際の指摘事項、あるいは保安規定違反になるようなものをどう評価するかにつきましては、今、御指摘がございましたので、少し事務局の方で考え方を整理して、また原子力規制委員会の方にお諮りして、御相談させていただきたいと思います。

○更田委員長

現場の意見もあるだろうから、それも含めて提案をしてもらって、改めて近いうちに議論をしたいと思います。

ほかにありますか。

では、報告を受けたのですけれども、核燃料施設の適用については、改めて諮ってもら うということにしたいと思います。ありがとうございました。

6つ目の議題、本日最後の議題ですけれども、「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チームの設置について」。

説明は遠山技術基盤課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

今、更田委員長から御説明ありました、本件、発電用原子炉施設におけるデジタル安全 保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム(検討チーム)の設置について、今日は お諮りしたいと思います。

本件は、本年9月13日に、第29回の原子力規制委員会において議論をいただきまして、 この課題に関する今後の取組方針というのが了承されております。そして、検討チームを 設置して、本年度内をめどに具体的な検討を進めるということとしております。

この第29回の原子力規制委員会の資料を、参考にお手元に付けております。

この検討チームでございますが、山中委員の御参加を得まして、別紙にあるようなメン バーで構成をしたいと考えています。

そして、本件につきましては、特に事業者の意見や最近の動向などを聞くために、会合について、ATENA(原子力エネルギー協議会)または事業者、メーカーなどの参加を求めることとしたいと考えています。

会合は公開で行います。ただし、核物質防護に関する情報を取り扱う必要がある部分、 その議題、具体的にはセーフティとセキュリティのインターフェースに関するものに限り まして、非公開といたします。会合資料も同様の扱いといたします。

予定ですけれども、今月の末頃をめどに第1回の検討チーム会合を開催し、その後、順次、会合を開催した上で、今年度末をめどに検討結果を取りまとめて原子力規制委員会に

御報告したいと考えております。

以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。 山中委員。

○山中委員

本年9月の原子力規制委員会で御議論いただきましたように、原子力発電所のデジタル保護系、これの共通要因故障に対する対応というのは各国さまざまで、日本においても自主的な対応としてハードワイヤードの設備を今設置してもらっているところですが、今後、安全性を高めるためにも、こういう検討を、事業者を含めてさせていただきたいということで、原子力規制庁の方から今日提案をしていただいた次第でございます。御検討いただければと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

中身については、原子力規制委員会で議論をしていますし、それから、制御系に関して 言うと、ある意味、中央操作室のデジタル化は、日本は進んでいるようなところはあるの ですけれども、先ほどの議題にもあった特定重大事故等対処施設、それから、緊急時の、 例えば火災時の制御施設との関連もありますし、ハードワイヤードの位置付けについても 議論の余地がまだあると思いますので、検討内容並びに検討チームの構成等に御意見がな ければ、これは進めてもらいたいと思いますけれども。

年度末に取りまとめということで、かなり密な議論ということになると思いますけれど も、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長 ありがとうございました。

○更田委員長

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますか。 石渡委員。

○石渡委員

トピックス(配付資料「原子力施設等におけるトピックス」)は、今回は何もないということなのですけれども、何週間か前から、台風で大洗研究所のJAEA(日本原子力研究開発機構)の冷却塔が倒壊したという件について、その原因とか、そういうことについて報告してくださいということだったのですけれども、それはいつ頃出てくるのですか。

○更田委員長

今のお尋ねはJMTR(材料試験炉)の冷却塔ですね。

○石渡委員

そうです。

○更田委員長

金子審議官。

○金子長官官房審議官

冷却塔の倒壊の件につきましては、10日報(事故故障等発生から10日以内の原子力規制 委員会への報告)が出てきて、まだその次の報告、原因の調査みたいなものを待っている ところでございますけれども、元々法令報告でございますので、また公開会合の有無等も 含めて原子力規制委員会にもお諮りをして、対処方針もお諮りするような形になると思い ますので、また頃合いを見て、状況の報告と対応方針の御相談という形でお諮りしたいと 思っております。

○石渡委員

分かりました。

○更田委員長

ほかにありますか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。